

# 契約解除

## 訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

### ■クーリング・オフの手続きの手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

### ■ハガキの書き方の例

通知書  
次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社××××□□営業所  
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、  
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- |   |     |   |      |
|---|-----|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)</li> <li>●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●訪問購入(いわゆる訪問買取)</li> </ul> | 8日間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)</li> <li>●連鎖販売取引(マルチ商法)</li> </ul> | 20日間 |
|---|-----|---|------|

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

## 群馬県消費生活センター(日曜、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001

〇月～金曜：9時～16時30分(電話、来所)※来所相談は予約制  
〇土曜：9時～12時/13時～16時30分(電話のみ)



- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ●前橋市消費生活センター ☎027-898-1755  | ●安中市消費生活センター ☎027-382-2228  |
| ●高崎市消費生活センター ☎027-327-5155  | ●みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987 |
| ●桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112  | ●甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306  |
| ●伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300 | ●玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020  |
| ●太田市消費生活センター ☎0276-30-2220  | ●板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830  |
| ●沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500  | ●明和町消費生活センター ☎0276-84-3299  |
| ●館林市消費生活センター ☎0276-72-9002  | ●大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511  |
| ●渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325  | ●邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047  |
| ●藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133  | ●吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166  |
| ●富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066  |                             |

# 「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。



関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



## 悪質商法かなと思ったら、すぐ相談!

消費者ホットライン ☎188  
お近くの消費生活相談窓口につながります

# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## ■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

### カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

### こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

## ■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思いい店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

### カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

## ■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



### カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

### こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

## ■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



契約前によく考えて!

### カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を**最終確認画面**でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。